

2021年12月議会最終日質疑

「街なか広場・辛島公園・花畑公園指定管理」

上野 みえこ

都市整備委員会で審議されました議第359号くまもと街なか広場・辛島公園・花畑公園の指定管理者の指定について伺います。

大切な市民の財産である公共の広場や公園を市民の願いに沿って、どう活用していくのか、問われていると思います。そこで、7点お尋ねいたします。

- (1) 選定されている指定管理者は、市民の声が反映される管理を行う方策として、どのような内容を提示していますか。
  - (2) 指定管理者からは、平等な利用の確保の方策として、どのような考え方と具体策が提案されていますか。
  - (3) サンクンガーデンの活用方策について、具体的にご説明ください。
  - (4) 指定管理者が提出している事業計画における人件費予算と人員体制についてご説明ください。
  - (5) 辛島公園が都市計画公園として適切な機能を果たしていく方策について、指定管理者からはどのような提案がなされているのでしょうか。
  - (6) もとの辛島公園が果たしていた役割を損ねず、利活用・利用促進につなげていくことが重要と考えますが、熊本市の考え方をご説明ください。
  - (7) 熊本市の中心、その顔ともいえるべき場所にある街なか広場・辛島公園・花畑公園は、賑わい創出のためにも若い人達の利用促進が図られるべきだと考えます。この点についての考えをお聞かせください。
- また、辛島公園でスケボーを楽しんでいた若者たちが、街の中心に近いところで、代替の場を求めています。こういう声に応えていくべきと考えますが、いかがでしょうか。
- 6点目・7点目は市長に、その他は都市建設局長にお尋ねいたします。

(答弁)

ただいまいただいた答弁からは、いったいなぜ広場や公園を指定管理

にするのか、その必要性が全く見えてきません。  
そこで、1点、市長に伺います。

今回提案されているのは、指定管理者を指定するための議案です。市長は先ほどの答弁で、「いかにして、人がいこうと思う場所にするかが重要である」と言われました。大切なことだと思えます。しかし、それがなぜ、指定管理でないといけないのか、その説明が足りないと思いたしたのでお尋ねいたします。

(答弁)

指定管理でなくとも、市民のための広場公園として、市が運営しているのではないかと思えます。民間事業者に委ねれば、そこに経営という視点が入ってきます。それが市民にとっての効果となるのか、ならないのか、今後の管理運営のあり方が問われる問題です。

最初の答弁では、市民の声が反映される管理、平等な利用、それぞれにお答えいただきましたが、いったいどういう管理運営になるのか、内容の詳細が見えてきませんでした。答弁の先にある部分をもっと深め、それをすすめる具体策をしっかりと示し、市と協議していただかないといけないと思えます。そうでなければ、市民の声を聞く、平等な利用に努めると言っても、絵に描いた餅になりかねません。その上で、その内容を広く市民と共有し、市民の財産としてよりよい活用ができるよう、多方面の意見を取り入れていくべきではないかと思えます。

市が示している設置目的では「にぎわい創出」という点が強調されていますが、誰でもが自由に利用できる憩いの場でもあってほしいと思えます。そういう意味では、お金を払わなくても利用できる場面がたくさんあっていいと思えます。ヨーロッパなどでは、市庁舎前の広場がマルクと広場として市が立ち、多くの市民でにぎわっています。イベントではない、恒常的な賑わいのある広場としての魅力づくりもお願いしたいと思えます。

街なか広場に設置されているサンクンガーデンについては、にぎわいの

創出や日常の憩いの場としてのみならず、地域住民や市民の行事の活用が事業者から提案されているようですが、地上の広場が大賑わいの時でも、サンクンガーデン部分は、立ち止まる人もいないくらい静かです。というのも、ガーデンと言いながら、どう見てもちよっと広いだけの通路だからです。サンクンガーデンは、「オープン地下道」を意味する「サンクン」と、庭園を意味する「ガーデン」を組み合わせたもので、建設会社の建築用語辞典では、一般の道路よりも低い位置につくられる庭園のことだと解説してあります。入り口となるサービス棟の建設も含めて、7億2000万円が使われていますが、庭園などにもありません。ムダ遣いだと言われないような利活用が求められます。

都市公園である辛島公園、そして花畑公園も今回、指定管理に委ねられることになりました。これまで市民が自由に利用してきた公園が、指定管理になり、部分的に有料化されることに、これまで通り利用できるのかとの声も聴かれます。使用料については、市民の非営利利用には減免が適用されると聞いていますが、有料の申し込みがあったとき、自由に公園を利用するという訳にはいかなくなります。わざわざ街なか広場を公園としての位置づけにせず、営利事業者が活用しやすい場所にしたのですから、辛島公園や花畑公園に有料部分を設ける必要はなかったのではないかと思います。

しかも、辛島公園の整備には4・5億円の事業費が使われましたが、出来上がった公園を見て、「それだけの事業費を使う必要があったのか、石が芝生になっただけ」という市民の声がありました。私も、「確かに」と思ってしまった。都市計画された公園を仮に用途変更するならば、同等規模の公園を近隣に設けなければなりません。そう考えるならば、これまでの辛島公園の機能をきちんと確保すべきです。答弁では、「これまでと同様に許可ができるように」と言われましたが、許可だけでなく、これまでの機能を低下させないような取り組みが必要です。

特に、若者が楽しめる場の確保では、市長も積極的な答弁をされましたので期待したいと思います。しかし、スケボーが楽しめる場所については、アクアドームの駐車場の一部を開放されることですが、地面

がガタガタでそのままでは利用しにくいとの声がありました。利用しやすい場所となるよう提供する部分だけでも整備していただきたいと思いますが、要望しておきます。また、ご存知のようにアクアドームは交通が不便です。やはり市内中心部の身近な場所での練習ができるよう、検討すべきだと思います。

今回、くまもと街なか広場・辛島公園・花畑公園は、初めての指定管理となりますが、産業文化会館の解体も含めれば40億円もつき込んで整備してきた施設が、公の施設として、すべての市民が納得のできるような活用がなされるよう、私も気づいた点を折々に指摘しながら、よりよい管理運営となるよう、見守っていきたいと思います。

経済委員長報告に関する質疑でも指摘しましたように、指定管理者制度には、事業評価があります。これがきちんと機能して、適切な評価とともに、問題点の改善がなされるよう、市としては、指定管理に委ねた後の事業の成り行きをしっかりと見据えていただくようお願いして、質疑を終わります。